

原子力発電所の検査・点検等の不正問題
への対応に係る法律改正案について

平成14年11月
原子力安全・保安院

1. 電気事業法及び原子炉等規制法の改正

(注: 電=電気事業法、炉=核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)

(1) 定期自主検査(電)

- 事業者によって任意に実施されている現行の自主点検を法令上に「定期自主検査」として位置づける。定期自主検査は、安全上の技術基準が適用される原子力設備を対象として、事業者に定期に行うことを義務づけるもの。
- 事業者は、定期的に原子力設備を検査して安全上の技術基準への適合性を確認し、その検査の結果を記録・保存することが義務づけられる。
- 例えば、これまで自主点検の対象であった炉内構造物のシュラウドについても自主検査の対象となり、その検査結果の記録の保存が義務づけられることから、その内容が検証可能となる。

(2) 設備の健全性評価(電)

- 自主検査時に発見されたひび割れ等の不具合について、事業者は、その進展を予測し、安全性の評価(設備の健全性評価)を行い、その結果を記録・保存することが義務づけられる。
- 評価の手法は、安全水準を維持することを前提に、ひび割れ等の進展が安全性に与える影響を科学的・合理的な根拠に基づき評価するもので、今後国が民間規格の活用を含めて整備することとしている。(省令事項)
- これにより、ひび割れ等の不具合に対する客観的な評価が行われることが担保され、設備が有すべき安全性を維持するための対策が適切に行われることを確保するものである。

(3) 自主検査体制の審査（電）

- ・自主検査に係る事業者の実施体制（組織・体制、検査の方法など）が適切なものかどうかを独立行政法人原子力安全基盤機構が審査し、国はその審査結果に基づいて総合的に評定をし、事業者に評定の結果を通知する。
- ・これにより、事業者の自主検査が的確に行われる体制を確保するとともに、その検査結果の適切性についての客観性を担保するものである。

(4) 保守点検の事業者からの報告徴収（電）・（炉）

- ・原子力発電所を含む原子力事業者に対し報告徴収を行った場合において、原子力施設の安全確保上特に必要な場合には、当該原子力施設の保守点検を行った事業者に対しても報告徴収が行うことができるようとする。
- ・これにより、原子力事業者からの報告のみならず、保守点検を行った事業者に対しても検査データ等の報告徴収が確実に行うことができる。例えば、電気事業者に原子炉格納容器の検査データの報告を徴収した場合、保守点検を行う事業者からも検査データの報告を確実に徴収することができる。

(5) 原子力安全委員会への報告（電）・（炉）

- ・原子力の安全確保に係るダブルチェック体制の強化を図るため、原子力発電所、再処理施設等の原子力施設に関する工事計画の認可、使用前検査、定期検査、保安規定などの実施状況について、経済産業大臣等は、毎年度原子力安全委員会に報告し、その意見を聴いて、安全確保のための必要な措置を講じることとする。

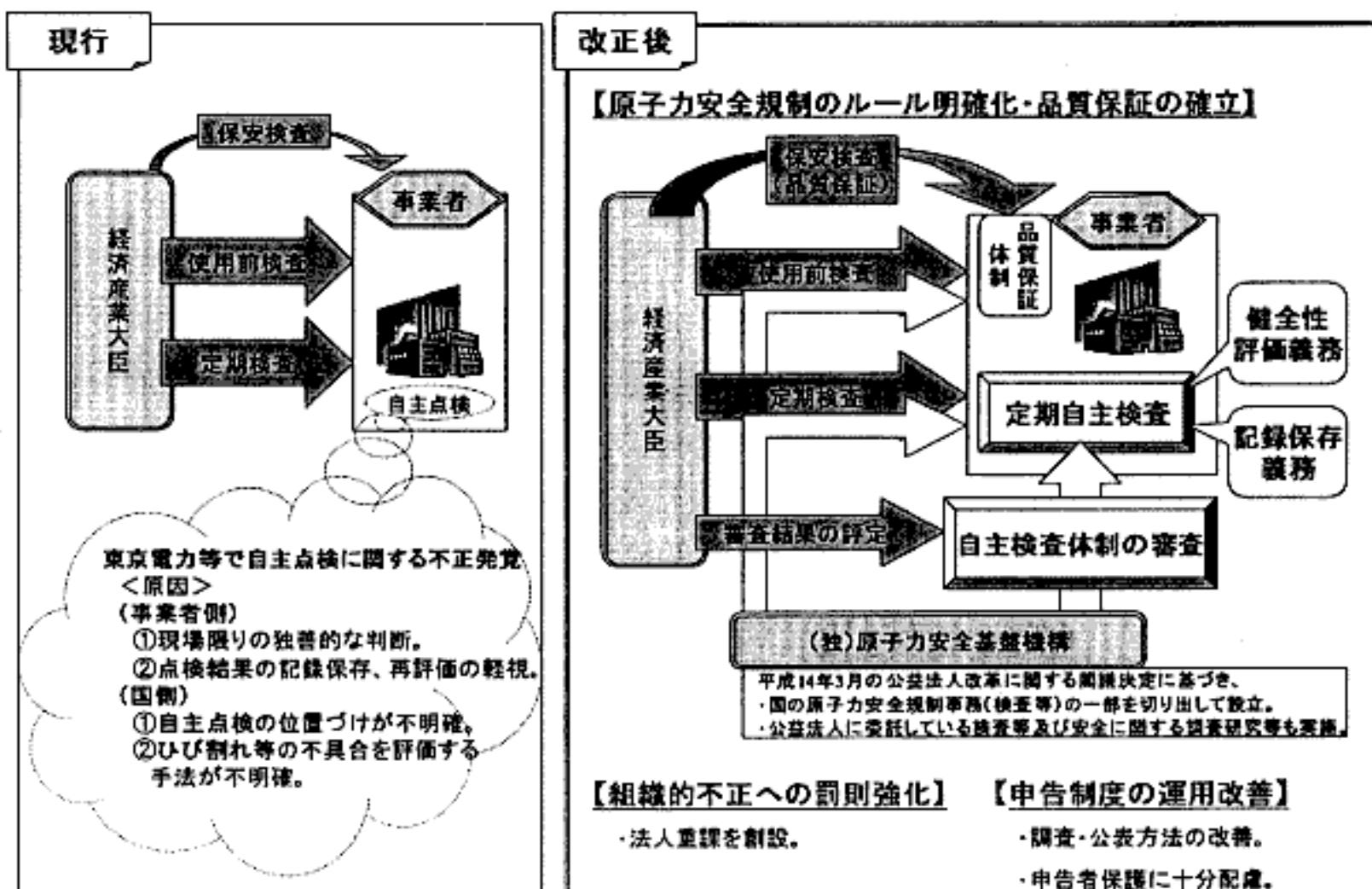
(6) 罰則の強化（電）・（炉）

- ・組織的な不正を抑制するため、基準適合命令違反や国の検査忌避、報告徴収命令違反等の重大な違反事案について法人重課（罰金刑を100倍に重課）を導入するなど、罰則の強化を行う。
- ・これにより、事業者の法令遵守意識を高め、組織的な不正を未然に防止するとともに、重大な違反には相応の罰則をもって処することができる。

(罰則強化の例)

	現行	改正後
①技術基準適合命令違反（電）	罰金 300 万円以下	→ 3 年以下の懲役と法人重課(3 億円以下)を追加
②運転停止命令違反（炉）	罰金 300 万円以下	→ 法人重課（3 億円以下）を 3 年以下の懲役 追加
③定期検査の忌避・妨害（電）	罰金 30 万円以下	→ 罰金 100 万円以下 1 年以下の懲役 法人重課（1 億円以下）
④保安検査の忌避・妨害（炉）	罰金 30 万円以下	→ 罰金 100 万円以下 1 年以下の懲役 法人重課（1 億円以下）

原子力安全規制の見直し



2. 独立行政法人原子力安全基盤機構法の制定

(1) 設置の趣旨

本年3月の閣議決定「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」において、原子力安全規制のさらなる効率的かつ的確な実施を図るため独立行政法人を設置し、国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実做事務を当該独立行政法人に移管して実施する旨決定された。

このため、当該独立行政法人の設置のための法律を制定するとともに、関連する法改正を行う。

今回の原子力発電所の不正記録問題に関する再発防止策として導入される定期自主検査に係る審査等についても、本独立行政法人において実施する。

(2) 名称

独立行政法人の名称は「独立行政法人原子力安全基盤機構」とする。

(3) 目的

原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的とする。

(4) 業務の範囲

○原子力施設及び原子炉施設に関する検査等

<一部を機構が実施（申請受付・合否判定は国）>

- ・電気事業法に基づく使用前検査、定期検査等
- ・原子炉等規制法に基づく使用前検査、施設定期検査等

<機構が実施>

- ・電気事業法に基づく溶接安全管理審査等
- ・今般の再発防止策に盛り込まれた定期自主検査に係る審査
- ・原子炉等規制法に基づく溶接検査等

○原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価

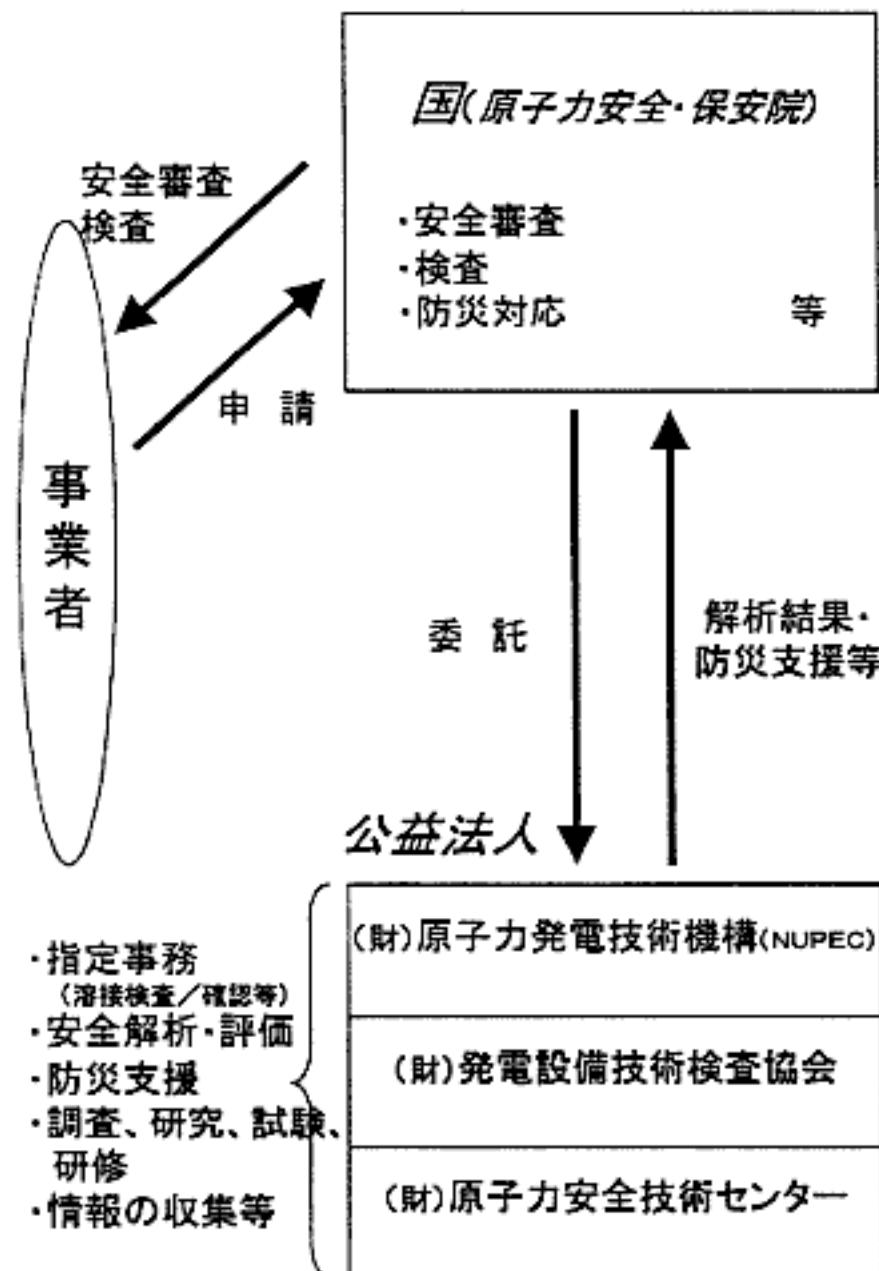
○原子力災害の予防、拡大防止等

○エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関する調査、試験、研究等

独立行政法人原子力安全基盤機構の設置について

- 現在国が実施している検査のうち、材料や機器のスペック、検査データの妥当性など専門的技術的な部分は独立行政法人へ移管して実施。
- 独立行政法人へ一部を移管する検査についても、行政処分は今後とも国の名前で行い、国が責任を負う。

＜現行体制＞



＜改正後＞

